

III 参 考 資 料



政府統計
統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

2023 年漁業センサス

海面漁業調査

漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）

令和5年11月1日調査

0 1 0 1

秘

農林水産省

統計法に基づく基幹統計

漁業構造統計

基本指標番号

大海区	都府県 (振興局)	市区町村	漁業地区	調査区	漁業集落	客体番号

市区町村名

漁業地区名

漁業集落名

この調査について

- ◆ この調査は、**必ず報告する義務がある**とても重要な調査です。
- ◆ 全国で**漁業にたずさわるお仕事をしている全ての方が対象**です。
- ◆ 調査の結果は、各種補助金や水産施策を考える際に利用されます。

回答に当たって

- ◆ 記入に当たっては、「漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）の記入の仕方」をよく読んでください。
- ◆ 調査票の設問は、以下について記入する箇所があります。
 - **令和5年11月1日現在**
 - 過去1年間（**令和4年11月1日から令和5年10月31日までの1年間**）
- ◆ **調査票は、パソコンやスマートフォン、タブレットでも回答できます。**
詳しい回答方法は、「オンライン調査ガイド」をご覧ください。

回答欄の書き方

- ◆ **黒色の鉛筆またはシャープペンシルで記入**し、間違えた場合は、消しゴムできれいに消してください。
- ◆ 数字は、1マスに1つずつ、枠からはみ出さないように**右づめ**で記入してください。
- ◆ マスが足りない場合は、一番左のマスにまとめて記入してください。
- ◆ マークを記入する欄は、下の記入例のように濃く線を記入してください。

記入例

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

記入例

良い ☒ 悪い ☐

I 漁業経営について

1 過去1年間（令和4年11月1日～令和5年10月31日）に**行った自家漁業の種類**を以下の漁業種類から**すべて選んで**ください。

網漁業			はえ縄・釣・その他の漁業			海面養殖（種苗養殖含む）					
底びき網	遠洋底びき網	101	✓	はえ縄	遠洋まぐろはえ縄	119	✓	ぎんざけ養殖	134	✓	
	以西底びき網	102	✓		近海まぐろはえ縄	120	✓	にじます養殖	135	✓	
	沖合底びき網1 そうびき	103	✓		沿岸まぐろはえ縄	121	✓	その他のさけ・ます養殖	136	✓	
	沖合底びき網2 そうびき	104	✓		その他のはえ縄	122	✓	ぶり類養殖	137	✓	
	小型底びき網	105	✓	遠洋かつお一本釣	123	✓	まだい養殖	138	✓		
船びき網		106	✓		近海かつお一本釣	124	✓	ひらめ養殖	139	✓	
まき網	1 そうまき遠洋かつお・まぐろ	107	✓		沿岸かつお一本釣	125	✓	とらふぐ養殖	140	✓	
	1 そうまきその他	108	✓	釣	遠洋・近海いか釣	126	✓	くるまぐろ養殖	141	✓	
	2 そうまき	109	✓		沿岸いか釣	127	✓	その他の魚類養殖	142	✓	
	中・小型まき網	110	✓		ひき縄釣	128	✓	ほたてがい養殖	143	✓	
刺網	さけ・ます流し網	111	✓		その他の釣	129	✓	貝類養殖	かき類養殖	144	✓
	かじき等流し網	112	✓		小型捕鯨	130	✓		その他の貝類養殖	145	✓
	その他の刺網	113	✓		潜水器漁業	131	✓		くるまえび養殖	146	✓
さんま棒受網		114	✓		採貝・採藻	132	✓		ほや類養殖	147	✓
大型定置網		115	✓		その他の漁業	133	✓		その他の水産動物類養殖	148	✓
さけ定置網		116	✓					海藻類養殖	こんぶ類養殖	149	✓
小型定置網		117	✓						わかめ類養殖	150	✓
その他の網漁業		118	✓						のり類養殖	151	✓
									その他の海藻類養殖	152	✓
								真珠養殖	153	✓	
								真珠母貝養殖	154	✓	

2 上の設問「1」で選んだ漁業種類のうち、販売金額の多かった上位3種類の漁業種類の1から始まる3桁の番号を記入してください。

1 位	2 位	3 位
161	162	163
1	1	1

- 3 過去1年間に漁獲・収獲した水産物で、**販売金額が多かった上位3種類**の魚種を以下の魚種番号から選んで記入してください。

1位	2位	3位
171	172	173

魚種番号「販売金額が多かった魚種」		
魚類	甲殻類・貝類	その他
01 くろまぐろ	22 いせえび	30 いか類
02 かつお・まぐろ類（くろまぐろを除く）	23 その他のえび類	31 たこ類
03 かじき類	24 ずわいがに・べにずわいがに	32 うに類
04 さけ・ます類	25 その他のかに類	33 なまこ類
05 いわし類	26 あわび類・さざえ	34 こんぶ類
06 あじ類	27 あさり類	35 その他の海藻類
07 さば類	28 ほたてがい	36 その他
08 さんま	29 その他の貝類	
09 ぶり類		
10 ひらめ・かれい類		
11 すけとうだら		
12 その他たら類		
13 ほっけ		
14 あなご類		
15 たちうお		
16 たい類		
17 いさき		
18 さわら類		
19 いかなぎ		
20 ふぐ類		
21 その他の魚類		

- 4 過去1年間に**行った自家漁業の種類**を以下に印字された地方選定漁業種類から**すべて選んで**ください。

なお、何も印字されていない場合は次の設問に進んでください。

漁業種類名		漁業種類名		漁業種類名	
	✓		✓		✓
	✓		✓		✓
	✓		✓		✓
	✓		✓		✓
	✓		✓		✓
	✓		✓		✓
	✓		✓		✓
	✓		✓		✓
	✓		✓		✓

- 5 過去1年間に漁獲・収獲した水産物とそのうちの海面養殖の**販売金額(消費税込み)**でそれぞれ当てはまるものを一つ選んでください。また、「10 億円以上」の場合は金額も記入してください。なお、養殖を行っていない場合は、「うち、海面養殖」の「販売金額なし」を選んでください。

	販売金額なし	100万円未満	100万円～300万円未満	300万円～500万円未満	500万円～800万円未満	800万円～1,000万円未満	1,000万円～1,500万円未満	1,500万円～2,000万円未満	2,000万円～5,000万円未満	5,000万円～1億円未満	1億円～2億円未満	2億円～5億円未満	5億円～10億円未満	10億円以上
販売金額	571	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒
うち、海面養殖	572	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒

億円未満は四捨五入してください。

千億	百億	十億	億
573			
574			

億円

- 6 過去1年間に漁獲・収獲した**水産物を輸出している場合は当てはまるものをすべて**選んでください。また、輸出した水産物の販売金額または数量を把握している場合は、5に記入したすべての水産物の**販売金額に占める輸出金額の割合**を記入してください。なお、輸出していない場合は、「輸出していない」のみを選んでください。

	販売金額を把握している	販売金額は把握していないが数量を把握している	販売金額と数量のどちらも把握していない
輸出している	575 ☒	576 ☒	577 ☒
輸出していない	578 ☒		

※輸出金額は把握していないが輸出数量を把握している場合、すべての販売数量に占める輸出数量の割合から輸出金額の割合に換算して記入してください。

百	十	一
579		
580		

%

輸出しているには、以下のような場合が該当します。

- ①自ら漁獲・収獲した水産物を、海外の卸売業者、レストラン、スーパーなどの小売業者や消費者等に直接出荷（輸出）した場合
 - ②自ら漁獲・収獲した水産物を、輸出を目的として漁業協同組合、貿易商社、卸売事業者等に出荷した場合
- ※輸出を目的としては出荷していなかったが、出荷先において輸出されたことを確認している場合も含む。

- 7 過去1年間の漁獲・収獲した**水産物の出荷先**で**当てはまるものをすべて**選んでください。また、そのうち**出荷額が最も多かった出荷先**を一つ選んでください。

	①漁業協同組合の市場または荷さばき所	②漁業協同組合以外の卸売市場	③流通業者・加工業者	④小売業者・生協	⑤外食産業	⑥自営の直売所	⑦その他の直売所	⑧その他の方法	⑨その他の出荷先
すべての出荷先	581	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒
出荷額が最も多かった出荷先	582	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒

流通業者には、卸売問屋や商社などを含みます。
消費者に直接販売とは、自ら生産した水産物またはそれを使用した加工品を消費者に直接販売しているものが該当します。
自営の直売所とは、漁業者自らが運営する直売所が該当します。
その他の直売所とは、共同で運営している直売所または他の人が運営している直売所が該当します（漁業協同組合の直売所、道の駅など）。
その他の方法とは、移動販売やインターネット・電話等により消費者から直接注文を受けて販売した場合が該当します。

- 8 過去1年間に行った**漁業以外の事業**について、**当てはまるものをすべて**選んでください。また、漁家民宿を行っていた場合は、過去1年間の実宿泊者数を記入してください。

①水産物の加工	②漁家民宿	③漁家レストラン	④遊漁船業	⑤農業	⑥小売	⑦その他	⑧行っていない
591 ☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒

実宿泊者数				
万	千	百	十	一
592				

人

実宿泊者数は、1人が2泊3日しても「1人」と数えてください。

なお、同一人物が5月に2泊、8月に3泊など、間を空けて2回宿泊した場合は「2人」と数えてください。

- 9 過去1年間の世帯の収入は、**自家漁業とそれ以外の仕事ではどちらが多かった**ですか。**当てはまるものを一つ**選んでください。

自家漁業の収入のみだった	☒
自家漁業の収入の方が多かった	711 ☒
自家漁業以外の仕事の収入の方が多かった	☐

自家漁業の収入には、共同経営や雇われて行った漁業は含みません。

自家漁業以外の仕事には、共同経営や雇われて行った漁業、不動産による収入などを含めます。
なお、年金や退職金、社会保障制度の給付金等による収入はどちらにも含みません。

- 10 11月1日現在で**漁業共済、積立がらす**に加入していますか。**当てはまるものをすべて**選んでください。
なお、どちらも加入していない場合は、「どちらも加入していない」のみを選んでください。

漁業共済に加入している	760 ☒
積立がらすに加入している	761 ☒
どちらも加入していない	762 ☒

- 11 11月1日現在で**取得している水産エコラベル認証**について、**当てはまるものをすべて**選んでください。

なお、いずれの認証も取得していない場合は、「いずれの認証も取得していない」のみを選んでください。

MEL（日本；漁業・養殖）	771 ☒
MSC（英国；漁業）	772 ☒
ASC（オランダ；養殖）	773 ☒
BAP（アメリカ；養殖）	774 ☒
Alaska RFM（アメリカ；漁業）	775 ☒
GLOBAL G.A.P.（ドイツ；養殖）	776 ☒
いずれの認証も取得していない	777 ☒

水産エコラベルとは、生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物を消費者が選んで購入できるよう商品にラベルを表示する仕組みです。

Ⅱ 世帯について

0 1 0 6

- 1 過去1年間に漁業を行った満15歳以上の世帯員(11月1日現在)をすべて記入してください。なお、漁業を行っていない世帯員や14歳以下の世帯員の記入は不要です。

★1 記入番号「経営主との続柄」

01 経営主	05 親	09 孫
02 配偶者	06 配偶者の親	10 孫の配偶者
03 子	07 兄弟姉妹	11 その他
04 子の配偶者	08 祖父母	

海上作業日数とは、①1日のうちに2回以上出漁しても1日とします。②1航海が1夜の場合(夕方出港し、翌朝入港した場合)は1日とします。③2夜以上にわたる場合は、出港日から入港日までの日数とします。なお、遊漁船業は含みません。

過去1年間にした仕事について

①経営主との続柄 ★1参照	②性別		③生年月 元号 年 月			④経営方針の決定に関与した	⑤自家漁業の従事日数	⑥うち、海上作業日数	漁業種類 ★2参照			自家漁業の 海上作業日数が多かった	右ページへ続く
									⑦1位	⑧2位	⑨3位		
	男	女	大正	昭和	平成								
731	0	1	✓	✓	✓	✓	✓		1	1	1		
732			✓	✓	✓	✓	✓		1	1	1		
733			✓	✓	✓	✓	✓		1	1	1		
734			✓	✓	✓	✓	✓		1	1	1		
735			✓	✓	✓	✓	✓		1	1	1		
736			✓	✓	✓	✓	✓		1	1	1		

★2 記入番号「海上作業日数が多かった漁業種類」

101 遠洋底びき網	119 遠洋まぐろはえ縄	134 ぎんざけ養殖
102 以西底びき網	120 近海まぐろはえ縄	135 にじます養殖
103 沖合底びき網1 そうびき	121 沿岸まぐろはえ縄	136 その他のさけ・ます養殖
104 沖合底びき網2 そうびき	122 その他のはえ縄	137 ぶり類養殖
105 小型底びき網	123 遠洋かつお一本釣	138 まだい養殖
106 船びき網	124 近海かつお一本釣	139 ひらめ養殖
107 1 そうまき遠洋 (かつお・まぐろ)	125 沿岸かつお一本釣	140 とらふぐ養殖
108 1 そうまきその他	126 遠洋・近海いか釣	141 くろまぐろ養殖
109 2 そうまき	127 沿岸いか釣	142 その他の魚類養殖
110 中・小型まき網	128 ひき縄釣	143 ほたてがい養殖
111 さけ・ます流し網	129 その他の釣	144 かき類養殖
112 かじき等流し網	130 小型捕鯨	145 その他の貝類養殖
113 その他の刺網	131 潜水器漁業	146 くるまえび養殖
114 さんま棒受網	132 採貝・採藻	147 ほや類養殖
115 大型定置網	133 その他の漁業	148 その他の水産動物類養殖
116 さけ定置網		149 こんぶ類養殖
117 小型定置網		150 わかめ類養殖
118 その他の網漁業		151 のり類養殖
		152 その他の海藻類養殖
		153 真珠養殖
		154 真珠母貝養殖

経営方針の決定に関与したとは、次のいずれかに携わることをいいます。雇用の決定・管理、出荷先、漁業種類の選定・操業計画、養殖種類の選定・規模、資金調達、漁船装備・養殖施設などの投資。

過去1年以内に漁業を初めたとは、新たに漁業を始めた人、過去に漁業に従事していた再び漁業に戻ってきた人、他の仕事为主であったが漁業が主となった人をいいます。

過去1年間にした仕事について										
左ページからの続き	10 10月下旬に自家漁業の海上作業	11 自家漁業の陸上作業	12 過去1年以内に漁業を始めた	13 うち、今年の3月に卒業した	14 自家漁業以外の自営業をした	15 共同経営の漁業の仕事をした	16 雇われて漁業の仕事をした	17 雇われて漁業以外の仕事をした	18 日数が多かった方	19 日数が最も多かった仕事
								自家漁業	他の仕事	
	該当するもの全て							いずれか		
	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	

記入番号「最も日数の多かった仕事」

1 自家漁業
2 自家漁業以外の自営業
3 共同経営の漁業の仕事
4 雇われて漁業の仕事
5 雇われて漁業以外の仕事

2 11月1日現在の住居および生計をともにする世帯員の人数を記入してください。

	男	女
	701	702
①すべての世帯員		
②うち、満14歳以下の世帯員		

3 11月1日現在ですでに漁業に従事している自家漁業の後継者はいますか。当てはまるものを一つ選んでください。

後継者はいる	721	✓
後継者はいない		✓

ここでいう後継者とは、以下のすべてが当てはまる人です。
 ①満15歳以上
 ②過去1年間に漁業を行った人(自家漁業以外の漁業も含む)
 ③自家漁業を継ぐ予定の人
 なお、同居している、同居していないは問いません。

Ⅲ 自家漁業に雇った人について

0 1 0 8

1 海上作業に雇った人数

(1) 11月1日現在で**海上作業に雇っている人数**をそれぞれ記入してください。

なお、世帯員の方は含めません。

また、雇った人がいない場合は、「海上作業に雇った人はいない」のみを選んでください。

		211				
		千	百	十	一	
①日本人						人
②うち、過去1年以内に漁業を始めた人						人
③外国人						人
海上作業に雇った人はいない	201					☒

過去1年以内に漁業を始めた人とは、次の人をいいます。

- ①新たに漁業を始めた人
- ②過去に漁業に従事していて再び漁業に戻ってきた人
- ③他の仕事为主であったが漁業が主となった人

外国人には、雇用契約を結んでいる人数を記入します。
海外基地での乗下船による外国人を含みます。

外国人技能実習制度における雇用契約に基づく技能実習を行っている者は含めますが、講習による知識修得活動期間中の外国人(雇用関係なし)は含めません。

(2) 海上作業に雇っている日本人のうち、過去1年間に**30日以上の上陸作業を行った人数**を男女別・年齢別に記入してください。

	15 ～ 19 歳	20 ～ 24 歳	25 ～ 29 歳	30 ～ 34 歳	35 ～ 39 歳	40 ～ 44 歳	45 ～ 49 歳	50 ～ 54 歳	55 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 ～ 74 歳	75 歳 以上	合計
	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	221
男														
女														

2 陸上作業に雇った人数

過去1年間の漁業の**陸上作業において、最もさかんな時期に雇った人数**を記入してください。

なお、世帯員の方は含めません。

		千	百	十	一	
男	242					人
女	243					人
合計	241					人

最もさかんな時期に雇った人数とは、陸上作業に一番多くの人を雇った時期のその人数を指します。雇った人の労働時間や日数は関係ありません。

陸上作業とは、漁業に係る海上作業以外のすべての作業をいい、具体的には次のようなものをいいます。

- ①漁船や漁網等の修理・整備(停泊中の漁船内で行った場合を含めます。)
- ②漁具や食料品の積み込み作業
- ③出港時の漁船の引き下ろし、帰港時の引き上げ、悪天候時の出港待機
- ④餌の仕入れ、調餌作業
- ⑤真珠の核入れ作業、真珠の採取作業
- ⑥貝掃除作業、貝のむき身作業、わかめなどの乾燥作業
- ⑦漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め等の作業
- ⑧自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業(ただし、工場・作業所とみられるものがあり、専従の常時従業者が製造活動をしている場合は除く)
- ⑨自家漁業の経理、計算、帳簿管理、指揮監督、技術講習等の管理運営に係る作業

IV 漁船について

0 1 0 9

- 1 過去1年間の漁業に**使用した漁船の種類**について、**当てはまるものをすべて**選んでください。また、**11月1日現在で持っている漁船の隻数**を記入してください。

	302	303	304	301	11/1 現在で持っている隻数			隻
					百	十	一	
無動力漁船を使用した	☒	☐	☐	☐				隻
船外機付漁船を使用した	☒	☐	☐	☐				隻
動力漁船を使用した	☒	☐	☐	☐				
漁船を使用していない	☒	☐	☐	☐				

使用した漁船とは、所有・借入れ問わず、過去1年間で漁業に使用した漁船をいいます。

持っている漁船とは、使用した漁船のうち、11月1日現在自らが管理運営する漁船をいいます。なお、貸出している漁船は含みません。

複数の無動力漁船に1台の船外機を回しつけて使用した場合は、1隻を船外機付漁船とし、残りを無動力漁船と数えてください。

- 2 過去1年間に**使用した動力漁船**の総トン数をすべて記入し、**11月1日現在で持っているか・いないか**を選んでください。また、**11月1日現在で持っている漁船**は、漁船ごとに過去1年間の**出漁日数**、**出漁日数の多かった漁業種類**、**販売金額が多かった漁業種類**を記入してください。

	①総トン数				②11/1 現在で持っている		11/1 現在で持って「いる」を選択した場合に記入してください								
					③過去1年出漁日数	④出漁日数が多かった漁業種類			⑤販売金額が多かった漁業種類						
	千	百	十	(ト) 小数		④ 1位	④ 2位	④ 3位	⑤ 1位	⑤ 2位	⑤ 3位				
401					☒	☒		1	1	1	1	1	1	1	
402					☒	☒		1	1	1	1	1	1	1	
403					☒	☒		1	1	1	1	1	1	1	
404					☒	☒		1	1	1	1	1	1	1	
405					☒	☒		1	1	1	1	1	1	1	

出漁日数とは、
①1日のうちに2回以上出漁しても1日と数えます。
②1航海が1夜の場合(夕方出港し、翌朝入港した場合)は1日とします。
③2夜以上にわたる場合は、出港日から入港日までの日数とします。
なお、遊漁船業は含みません。

記入番号「出漁日数が多かった漁業種類」「販売金額が多かった漁業種類」

- | | | |
|-----------------------|--------------|-----------------|
| 101 遠洋底びき網 | 119 遠洋まぐろはえ縄 | 134 ぎんざけ養殖 |
| 102 以西底びき網 | 120 近海まぐろはえ縄 | 135 にじます養殖 |
| 103 沖合底びき網1 そうびき | 121 沿岸まぐろはえ縄 | 136 その他のさけ・ます養殖 |
| 104 沖合底びき網2 そうびき | 122 その他のはえ縄 | 137 ぶり類養殖 |
| 105 小型底びき網 | 123 遠洋かつお一本釣 | 138 まだい養殖 |
| 106 船びき網 | 124 近海かつお一本釣 | 139 ひらめ養殖 |
| 107 1 そうまき遠洋(かつお・まぐろ) | 125 沿岸かつお一本釣 | 140 とらふぐ養殖 |
| 108 1 そうまきその他 | 126 遠洋・近海いか釣 | 141 くろまぐろ養殖 |
| 109 2 そうまき | 127 沿岸いか釣 | 142 その他の魚類養殖 |
| 110 中・小型まき網 | 128 ひき縄釣 | 143 ほたてがい養殖 |
| 111 さけ・ます流し網 | 129 その他の釣 | 144 かき類養殖 |
| 112 かじき等流し網 | 130 小型捕鯨 | 145 その他の貝類養殖 |
| 113 その他の刺網 | 131 潜水器漁業 | 146 くるまびき養殖 |
| 114 さんま棒受網 | 132 採貝・採藻 | 147 ほや類養殖 |
| 115 大型定置網 | 133 その他の漁業 | 148 その他の水産動物類養殖 |
| 116 さけ定置網 | | 149 こんぶ類養殖 |
| 117 小型定置網 | | 150 わかめ類養殖 |
| 118 その他の網漁業 | | 151 のり類養殖 |
| | | 152 その他の海藻類養殖 |
| | | 153 真珠養殖 |
| | | 154 真珠母貝養殖 |

V 海面養殖業について

11月1日現在の状況について記入してください。

なお、陸上に設置した水槽で海水を使用して養殖する場合も海面養殖に含みます。

1 魚類養殖について、養殖施設の水面面積と養殖に使用している面積を記入してください。

			① 養殖施設の水面面積							② うち、養殖に使用している面積						
			百万	十万	万	千	百	十	(㎡)	百万	十万	万	千	百	十	(㎡)
魚類養殖の合計			511													
うち、該当する魚類について記入	ぶり類	512														
	まだい	513														
	ひらめ	514														
	うち、陸上水槽	515														
	とらふぐ	516														
	うち、陸上水槽	517														
	くろまぐろ	518														

養殖施設の水面面積とは、魚類を養殖して育てるためのいけすや水槽などの水面面積です。魚類を放養していないいけすや水槽などの面積も含めます。陸上水槽の養殖は、水質浄化用の沈殿槽、ろ過槽等の面積を含めます。

養殖に使用している面積とは、現在使用しているいけすや水槽などの水面面積です。なお、魚類を放養していないいけすや水槽の面積、陸上水槽の養殖の水質浄化用の沈殿槽、ろ過槽等の面積は含めません。

どちらも借りている面積を含めます。

2 ほたてがい養殖、かき類養殖について、養殖の方法別に以下の内容を記入してください。

		ほたてがい養殖					かき類養殖				
		万	千	百	十	一	万	千	百	十	一
いかだ垂下式 簡易垂下式	台数	521					531				
	1台の平均面積	522					532				
はえ縄式	幹縄の長さ	523					533				
地まき式 そだひび式	養殖場の面積						534				

3 わかめ類養殖については幹縄の長さを、のり類養殖については施設の面積を記入してください。

わかめ類養殖（幹縄の長さ）							のり類養殖（施設面積）								
	百万	十万	万	千	百	十	一		百万	十万	万	千	百	十	一
541							m	551							m

のり類養殖の施設面積は、何枚重ね張りしても1枚の網ひびの面積としてください。また、潮通しや船通しは含みません。

4 真珠養殖、真珠母貝養殖について、かご 100 吊りを 1 台に換算したいかだ台数を記入してください。

		百万	十万	万	千	百	十	一
真珠養殖	561							
真珠母貝養殖	562							

調査は以上で終わりです。ご協力いただきありがとうございました。



政府統計
統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

2023 年漁業センサス

海面漁業調査

漁業経営体調査票Ⅱ(団体経営体用)

令和5年11月1日調査

0 2 0 1

秘

農林水産省

統計法に基づく基幹統計

漁業構造統計

基本指標番号

大海区	都府県 (振興局)	市区町村	漁業地区	調査区	漁業集落	客体番号

市区町村名	漁業地区名	漁業集落名

調査員がチェックをつけたページに回答してください。

- ☐ 「会社」の方・・・2～14 ページ
- ☐ 「共同経営」の方・・・2～11 ページ
- ☐ 「漁業協同組合」「漁業生産組合」「その他」の方・・・2～11 ページ

この調査について

- ◆ この調査は、**必ず報告する義務がある**とても重要な調査です。
- ◆ 全国で**漁業にたずさわるお仕事をしている全ての方が対象**です。
- ◆ 調査の結果は、各種補助金や水産施策を考える際に利用されます。

回答に当たって

- ◆ 記入に当たっては、「**漁業経営体調査票Ⅱ(団体経営体用)**の記入の仕方」をよく読んでください。
- ◆ 調査票の設問は、以下について記入する箇所があります。
 - **令和5年11月1日現在**
 - **過去1年間(令和4年11月1日から令和5年10月31日までの1年間)**
- ◆ **調査票は、パソコンやスマートフォン、タブレットでも回答できます。**
詳しい回答方法は、「**オンライン調査ガイド**」をご覧ください。

回答欄の書き方

- ◆ **黒色の鉛筆またはシャープペンシルで記入**し、間違えた場合は、消しゴムできれいに消してください。
- ◆ 数字は、1マスに1つずつ、枠からはみ出さないように**右づめ**で記入してください。
- ◆ マスが足りない場合は、一番左のマスにまとめて記入してください。
- ◆ マークを記入する欄は、下の記入例のように濃く線を記入してください。

記入例

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

記入例

良い	✓	悪い	○	/
----	---	----	---	---

I 漁業経営について

1 過去1年間（令和4年11月1日～令和5年10月31日）に**行った漁業の種類**を以下の漁業種類から**すべて選んで**ください。

網漁業			はえ縄・釣・その他の漁業			海面養殖（種苗養殖含む）					
底びき網	遠洋底びき網	101	✓	はえ縄	遠洋まぐろはえ縄	119	✓	魚類養殖	ぎんざけ養殖	134	✓
	以西底びき網	102	✓		近海まぐろはえ縄	120	✓		にじます養殖	135	✓
	沖合底びき網1 そうびき	103	✓		沿岸まぐろはえ縄	121	✓		その他のさけ・ます養殖	136	✓
	沖合底びき網2 そうびき	104	✓		その他のはえ縄	122	✓		ぶり類養殖	137	✓
	小型底びき網	105	✓		遠洋かつお一本釣	123	✓		まだい養殖	138	✓
船びき網		106	✓		近海かつお一本釣	124	✓	貝類養殖	ひらめ養殖	139	✓
まき網	1 そうまき遠洋かつお・まぐろ	107	✓		沿岸かつお一本釣	125	✓		とらふぐ養殖	140	✓
	1 そうまきその他	108	✓	釣	遠洋・近海いか釣	126	✓		くるまぐろ養殖	141	✓
	2 そうまき	109	✓		沿岸いか釣	127	✓		その他の魚類養殖	142	✓
	中・小型まき網	110	✓		ひき縄釣	128	✓		ほたてがい養殖	143	✓
刺網	さけ・ます流し網	111	✓		その他の釣	129	✓		かき類養殖	144	✓
	かじき等流し網	112	✓		小型捕鯨	130	✓		その他の貝類養殖	145	✓
	その他の刺網	113	✓		潜水器漁業	131	✓		くるまえび養殖	146	✓
さんま棒受網		114	✓		採貝・採藻	132	✓		ほや類養殖	147	✓
大型定置網		115	✓		その他の漁業	133	✓		その他の水産動物類養殖	148	✓
さけ定置網		116	✓					海藻類養殖	こんぶ類養殖	149	✓
小型定置網		117	✓						わかめ類養殖	150	✓
その他の網漁業		118	✓						のり類養殖	151	✓
									その他の海藻類養殖	152	✓
									真珠養殖	153	✓
									真珠母貝養殖	154	✓

2 上の設問「1」で選んだ漁業種類のうち、販売金額の多かった上位3種類の漁業種類の1から始まる3桁の番号を記入してください。

1 位	2 位	3 位
161	162	163
1	1	1

- 3 過去1年間に漁獲・収獲した水産物で、**販売金額が多かった上位3種類**の魚種を以下の魚種番号から選んで記入してください。

1位	2位	3位
171	172	173

魚種番号「販売金額が多かった魚種」		
魚類	甲殻類・貝類	その他
01 くろまぐろ	22 いせえび	30 いか類
02 かつお・まぐろ類（くろまぐろを除く）	23 その他のえび類	31 たこ類
03 かじき類	24 ずわいがに・べにずわいがに	32 うに類
04 さけ・ます類	25 その他のかに類	33 なまこ類
05 いわし類	26 あわび類・さざえ	34 こんぶ類
06 あじ類	27 あさり類	35 その他の海藻類
07 さば類	28 ほたてがい	36 その他
08 さんま	29 その他の貝類	
09 ぶり類		
10 ひらめ・かれい類		
11 すけとうだら		
12 その他たら類		
13 ほっけ		
14 あなご類		
15 たちうお		
16 たい類		
17 いさき		
18 さわら類		
19 いかなご		
20 ふぐ類		
21 その他の魚類		

- 4 過去1年間に**行った漁業の種類**を以下に印字された地方選定漁業種類から**すべて選んで**ください。
なお、何も印字されていない場合は次の設問に進んでください。

漁業種類名		漁業種類名		漁業種類名	
	☒		☒		☒
	☒		☒		☒
	☒		☒		☒
	☒		☒		☒
	☒		☒		☒
	☒		☒		☒
	☒		☒		☒
	☒		☒		☒

- 5 過去1年間に漁獲・収獲した水産物とそのうちの海面養殖の**販売金額(消費税込み)**でそれぞれ当てはまるものを一つ選んでください。また、「10 億円以上」の場合は金額も記入してください。なお、養殖を行っていない場合は、「うち、海面養殖」の「販売金額なし」を選んでください。

	販売金額なし	100万円未満	100万円～300万円未満	300万円～500万円未満	500万円～800万円未満	800万円～1,000万円未満	1,000万円～1,500万円未満	1,500万円～2,000万円未満	2,000万円～5,000万円未満	5,000万円～1億円未満	1億円～2億円未満	2億円～5億円未満	5億円～10億円未満	10億円以上
販売金額	571	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒
うち、海面養殖	572	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒

億円未満は四捨五入してください。

千億	百億	十億	億
573			
574			

億円

- 6 過去1年間に漁獲・収獲した**水産物を輸出している場合は当てはまるものをすべて**選んでください。また、輸出した水産物の販売金額または数量を把握している場合は、**に記入したすべての水産物の販売金額に占める輸出金額の割合**を記入してください。なお、輸出していない場合は、「輸出していない」のみを選んでください。

	販売金額を把握している	販売金額は把握していないが数量を把握している	販売金額と数量のどちらも把握していない
輸出している	575 ☒	576 ☒	577 ☒
輸出していない	578 ☒		

販売金額に占める輸出金額の割合

百	十	一	%
579			
580			

※輸出金額は把握していないが輸出数量を把握している場合、すべての販売数量に占める輸出数量の割合から輸出金額の割合に換算して記入してください。

輸出しているには、以下のような場合が該当します。

- ①自ら漁獲・収獲した水産物を、海外の卸売業者、レストラン、スーパーなどの小売業者や消費者等に直接出荷（輸出）した場合
 - ②自ら漁獲・収獲した水産物を、輸出を目的として漁業協同組合、貿易商社、卸売事業者等に出荷した場合
- ※輸出を目的としては出荷していなかったが、出荷先において輸出されたことを確認している場合も含む。

- 7 過去1年間の漁獲・収獲した**水産物の出荷先**で**当てはまるものをすべて**選んでください。また、そのうち**出荷額が最も多かった出荷先**を一つ選んでください。

	①漁業協同組合の市場または荷さばき所	②漁業協同組合以外の卸売市場	③流通業者・加工業者	④小売業者・生協	⑤外食産業	⑥自営の直売所	⑦その他の直売所	⑧消費者に直接販売	⑨その他の出荷先
すべての出荷先	581	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒
出荷額が最も多かった出荷先	582	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒

流通業者には、卸売問屋や商社などを含みます。
消費者に直接販売とは、自ら生産した水産物またはそれを使用した加工品を消費者に直接販売しているものが該当します。
自営の直売所とは、漁業者自らが運営する直売所が該当します。
その他の直売所とは、共同で運営している直売所または他の人が運営している直売所が該当します（漁業協同組合の直売所、道の駅など）。
その他の方法とは、移動販売やインターネット・電話等により消費者から直接注文を受けた販売をいいます。

8 過去1年間に行った**漁業以外の事業**について、**当てはまるものをすべて**選んでください。

また、漁家民宿を行っていた場合は、過去1年間の実宿泊者数を記入してください。

①水産物の加工	②漁家民宿	③漁家レストラン	④遊漁船業	⑤農業	⑥小売	⑦その他	⑧行っていない
591 ☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒

実宿泊者数				
万	千	百	十	一
592				

人

実宿泊者数は、1人が2泊3日しても「1人」と数えてください。
 なお、同一人物が5月に2泊、8月に3泊など間を空けて2回宿泊した場合は「2人」と数えてください。

9 11月1日現在で**漁業共済、積立ぶらす**に加入していますか。**当てはまるものをすべて**選んでください。

なお、どちらも加入していない場合は、「どちらも加入していない」のみを選んでください。

漁業共済に加入している	761	☒
積立ぶらすに加入している	762	☒
どちらも加入していない	763	☒

10 11月1日現在で**取得している水産エコラベル認証**について、**当てはまるものをすべて**選んでください。

なお、いずれの認証も取得していない場合は、「いずれの認証も取得していない」のみを選んでください。

MEL（日本；漁業・養殖）	771	☒
MSC（英国；漁業）	772	☒
ASC（オランダ；養殖）	773	☒
BAP（アメリカ；養殖）	774	☒
Alaska RFM（アメリカ；漁業）	775	☒
GLOBAL G.A.P.（ドイツ；養殖）	776	☒
いずれの認証も取得していない	777	☒

水産エコラベルとは、生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物を消費者が選んで購入できるよう商品にラベルを表示する仕組みです。

Ⅱ 漁業の従事者について

1 過去1年間に管理業務を含む漁業に従事した経営主、役員であり、海上作業または陸上作業において責任がある人について記入してください。

① 経営主	海上作業の責任がある者					⑦ 陸上作業の責任がある者	⑧ 性別	⑨ 生年月			⑩ 漁業従事日数	⑪ うち、海上作業日数	海上作業日数が多かった漁業種類 ★参照			⑮ 10月下旬に海上作業に従事	⑯ 陸上作業に従事
	② 漁ろう長	③ 船長	④ 機関長	⑤ 養殖場長	⑥ その他			元号	年	月			12位	13位	14位		
601	✓	✓	✓	✓	✓	✓	男						1	1	1	✓	✓
602	✓	✓	✓	✓	✓	✓	男						1	1	1	✓	✓
603	✓	✓	✓	✓	✓	✓	男						1	1	1	✓	✓
604	✓	✓	✓	✓	✓	✓	男						1	1	1	✓	✓
605	✓	✓	✓	✓	✓	✓	男						1	1	1	✓	✓
606	✓	✓	✓	✓	✓	✓	男						1	1	1	✓	✓
607	✓	✓	✓	✓	✓	✓	男						1	1	1	✓	✓
608	✓	✓	✓	✓	✓	✓	男						1	1	1	✓	✓
609	✓	✓	✓	✓	✓	✓	男						1	1	1	✓	✓
610	✓	✓	✓	✓	✓	✓	男						1	1	1	✓	✓

海上作業日数とは、
 ①1日のうちに2回以上出漁しても1日とします。
 ②1航海が1夜の場合（夕方出港し、翌朝入港した場合）は1日とします。
 ③2夜以上にわたる場合は、出港日から入港日までの日数とします。
 なお、遊漁船業は含みません。

★記入番号「海上作業日数が多かった漁業種類」

- | | | |
|-----------------------|--------------|-----------------|
| 101 遠洋底びき網 | 119 遠洋まぐろはえ縄 | 134 ぎんざけ養殖 |
| 102 以西底びき網 | 120 近海まぐろはえ縄 | 135 にじます養殖 |
| 103 沖合底びき網1 そうびき | 121 沿岸まぐろはえ縄 | 136 その他のさけ・ます養殖 |
| 104 沖合底びき網2 そうびき | 122 その他のはえ縄 | 137 ぶり類養殖 |
| 105 小型底びき網 | 123 遠洋かつお一本釣 | 138 まだい養殖 |
| 106 船びき網 | 124 近海かつお一本釣 | 139 ひらめ養殖 |
| 107 1 そうまき遠洋（かつお・まぐろ） | 125 沿岸かつお一本釣 | 140 とらふぐ養殖 |
| 108 1 そうまきその他 | 126 遠洋・近海いか釣 | 141 くろまぐろ養殖 |
| 109 2 そうまき | 127 沿岸いか釣 | 142 その他の魚類養殖 |
| 110 中・小型まき網 | 128 ひき縄釣 | 143 ほたてがいがい養殖 |
| 111 さけ・ます流し網 | 129 その他の釣 | 144 かき類養殖 |
| 112 かじき等流し網 | 130 小型捕鯨 | 145 その他の貝類養殖 |
| 113 その他の刺網 | 131 潜水器漁業 | 146 くるまえば養殖 |
| 114 さんま棒受網 | 132 採貝・採藻 | 147 ほや類養殖 |
| 115 大型定置網 | 133 その他の漁業 | 148 その他の水産動物類養殖 |
| 116 さけ定置網 | | 149 こんぶ類養殖 |
| 117 小型定置網 | | 150 わかめ類養殖 |
| 118 その他の網漁業 | | 151 のり類養殖 |
| | | 152 その他の海藻類養殖 |
| | | 153 真珠養殖 |
| | | 154 真珠母貝養殖 |

2 海上作業に雇った人（1に記入した人を除く。）

（1）11月1日現在で**海上作業に雇っている人**の人数をそれぞれ記入してください。

なお、雇った人がいない場合は、「海上作業に雇った人はいない」のみを選んでください。

	211				
	千	百	十	一	
①日本人					人
②うち、過去1年以内に 漁業を始めた人					人
③外国人					人
海上作業に雇った人はいない	201				☒

過去1年以内に漁業を初めた人とは、次の人をいいます。

- ①新たに漁業を始めた人
- ②過去に漁業に従事していたが再び漁業に戻ってきた人
- ③他の仕事为主であったが漁業が主となった人

外国人には、雇用契約を結んでいる人数を記入します。

海外基地での乗下船による外国人を含みます。

外国人技能実習制度における雇用契約に基づく技能実習を行っている者は含めますが、講習による知識修得活動期間中の外国人（雇用関係なし）は含めません。

（2）**海上作業に雇っている日本人のうち、漁ろう長、船長、機関長、養殖場長の役職につく者**について記入してください。

	役職				⑤性別	⑥生年月			⑦漁業従事 日数	⑧うち、 海上作業 日数	海上作業日数が多かった 漁業種類 ★参照			⑫陸上 作業に 従事	
	①漁 ろう 長	②船 長	③機 関 長	④養 殖 場 長		元号	年	月			⑨ 1位	⑩ 2位	⑪ 3位		
															該当する全て
651	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒
652	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒
653	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒
654	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒
655	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒
656	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒

（3）**海上作業に雇っている日本人のうち（2）の役職につく者を除いた人**の中で、過去1年間に**30日以上**の海上作業を行った人数を男女別・年齢別に記入してください。

	15 ～ 19 歳	20 ～ 24 歳	25 ～ 29 歳	30 ～ 34 歳	35 ～ 39 歳	40 ～ 44 歳	45 ～ 49 歳	50 ～ 54 歳	55 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 ～ 74 歳	75 歳 以上	合計
	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	221
男														
女														

3 陸上作業に雇った人（1に記入した人を除く。）

過去1年間の漁業の**陸上作業において、最もさかんな時期に雇った人数**を記入してください。

		千	百	十	一	
男	242					人
女	243					人
合計	241					人

最もさかんな時期に雇った人数とは、陸上作業に一番多くの人を雇った時期のその人数を指します。雇った人の労働時間や日数は関係ありません。

陸上作業とは、漁業に係る海上作業以外のすべての作業をいい、具体的には次のようなものをいいます。

- ①漁船や漁網等の修理・整備（停泊中の漁船内で行った場合を含めます。）
- ②漁具や食料品の積み込み作業
- ③出港時の漁船の引き下ろし、帰港時の引き上げ、悪天候時の出港待機
- ④餌の仕入れ、調餌作業
- ⑤真珠の核入れ作業、真珠の採取作業
- ⑥貝掃除作業、貝のむき身作業、わかめなどの乾燥作業
- ⑦漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め等の作業
- ⑧自ら生産した水産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業（ただし、工場・作業所とみられるものがあり、専従の常時従業者が製造活動をしている場合は除く）
- ⑨自営漁業の経理、計算、帳簿管理、指揮監督、技術講習等の管理運営に係る作業

Ⅲ 漁船について

1 過去1年間の漁業に**使用した漁船の種類**について、**当てはまるものをすべて**選んでください。

また、**11月1日現在で持っている漁船の隻数**を記入してください。

		11/1現在 持っている 隻数	
無動力漁船を使用した	302		隻
船外機付漁船を使用した	303		隻
動力漁船を使用した	304		
漁船を使用していない	301		

使用した漁船とは、所有・借入れ問わず、過去1年間で漁業に使用した漁船をいいます。

持っている漁船とは、使用した漁船のうち、11月1日現在自らが管理運営する漁船をいいます。なお、貸出している漁船は含みません。

複数の無動力漁船に1台の船外機を回しつけて使用した場合は、1隻を船外機付漁船とし、残りを無動力漁船と数えてください。

次のページの「2」を回答してください。

2 過去1年間に**使用した動力漁船**の総トン数をすべて記入し、**11月1日現在で持っているか・いないか**を選んでください。

また、**11月1日現在で持っている漁船**は、漁船ごとに過去1年間の**出漁日数**、**出漁日数の多かった漁業種類**、**販売金額が多かった漁業種類**を記入してください。

	①総トン数					②11/1現在で持っている		11/1 現在で持って「いる」を選択した場合に記入してください							
	千	百	十	(ト)	小数	いる	いない	③過去1年出漁日数	出漁日数が多かった漁業種類			販売金額が多かった漁業種類			
									④ 1位	⑤ 2位	⑥ 3位	⑦ 1位	⑧ 2位	⑨ 3位	
401					.	✓	✓		1	1	1	1	1	1	1
402					.	✓	✓		1	1	1	1	1	1	1
403					.	✓	✓		1	1	1	1	1	1	1
404					.	✓	✓		1	1	1	1	1	1	1
405					.	✓	✓		1	1	1	1	1	1	1
406					.	✓	✓		1	1	1	1	1	1	1
407					.	✓	✓		1	1	1	1	1	1	1
408					.	✓	✓		1	1	1	1	1	1	1
409					.	✓	✓		1	1	1	1	1	1	1
410					.	✓	✓		1	1	1	1	1	1	1
411					.	✓	✓		1	1	1	1	1	1	1
412					.	✓	✓		1	1	1	1	1	1	1

持っている漁船とは、使用した漁船のうち、11月1日現在自らが管理運営する漁船をいいます。なお、貸出している漁船は含みません。

出漁日数とは、
①1日のうちに2回以上出漁しても1日と数えます。
②1航海が1夜の場合(夕方出港し、翌朝入港した場合)は1日とします。
③2夜以上にわたる場合は、出港日から入港日までの日数とします。
なお、遊漁船業は含みません。

記入番号「出漁日数が多かった漁業種類」「販売金額が多かった漁業種類」

- | | | |
|-----------------------|--------------|-----------------|
| 101 遠洋底びき網 | 119 遠洋まぐろはえ縄 | 134 ぎんざけ養殖 |
| 102 以西底びき網 | 120 近海まぐろはえ縄 | 135 にじます養殖 |
| 103 沖合底びき網1 そうびき | 121 沿岸まぐろはえ縄 | 136 その他のさけ・ます養殖 |
| 104 沖合底びき網2 そうびき | 122 その他のはえ縄 | 137 ぶり類養殖 |
| 105 小型底びき網 | 123 遠洋かつお一本釣 | 138 まだい養殖 |
| 106 船びき網 | 124 近海かつお一本釣 | 139 ひらめ養殖 |
| 107 1 そうまき遠洋(かつお・まぐろ) | 125 沿岸かつお一本釣 | 140 とらふぐ養殖 |
| 108 1 そうまきその他 | 126 遠洋・近海いか釣 | 141 くろまぐろ養殖 |
| 109 2 そうまき | 127 沿岸いか釣 | 142 その他の魚類養殖 |
| 110 中・小型まき網 | 128 ひき縄釣 | 143 ほたてかい養殖 |
| 111 さけ・ます流し網 | 129 その他の釣 | 144 かき類養殖 |
| 112 かじき等流し網 | 130 小型捕鯨 | 145 その他の貝類養殖 |
| 113 その他の刺網 | 131 潜水器漁業 | 146 くるまえば養殖 |
| 114 さんま棒受網 | 132 採貝・採藻 | 147 ほや類養殖 |
| 115 大型定置網 | 133 その他の漁業 | 148 その他の水産動物類養殖 |
| 116 さけ定置網 | | 149 こんぶ類養殖 |
| 117 小型定置網 | | 150 わかめ類養殖 |
| 118 その他の網漁業 | | 151 のり類養殖 |
| | | 152 その他の海藻類養殖 |
| | | 153 真珠養殖 |
| | | 154 真珠母貝養殖 |

IV 海面養殖業について

0 2 1 0

11月1日現在の状況について記入してください。

なお、陸上に設置した水槽で海水を使用して養殖する場合も海面養殖に含みます。

1 魚類養殖について、養殖施設の水面面積と養殖に使用している面積を記入してください。

		① 養殖施設の水面面積							② うち、養殖に使用している面積						
		百万	十万	万	千	百	十	(㎡)	百万	十万	万	千	百	十	(㎡)
魚類養殖の合計		511													
うち、 該当する魚類について記入	ぶり類	512													
	まだい	513													
	ひらめ	514													
	うち、陸上水槽	515													
	とらふぐ	516													
	うち、陸上水槽	517													
	くろまぐろ	518													

養殖施設の水面面積とは、魚類を養殖して育てるためのいけすや水槽などの水面面積です。魚類を放養していないいけすや水槽などの面積も含めます。陸上水槽の養殖は、水質浄化用の沈殿槽、ろ過槽等の面積を含めます。

養殖に使用している面積とは、現在使用しているいけすや水槽などの水面面積です。なお、魚類を放養していないいけすや水槽の面積、陸上水槽の養殖の水質浄化用の沈殿槽、ろ過槽等の面積は含めません。

どちらも借りている面積を含めます。

2 ほたてがい養殖、かき類養殖について、養殖の方法別に以下の内容を記入してください。

		ほたてがい養殖					かき類養殖				
		万	千	百	十	一	万	千	百	十	一
いかだ垂下式 簡易垂下式	台数	521					531				
	1台の平均面積	522					532				
はえ縄式	幹縄の長さ	523					533				
地まき式 そだひび式	養殖場の面積						534				

3 わかめ類養殖については幹縄の長さを、のり類養殖については施設の面積を記入してください。

わかめ類養殖（幹縄の長さ）							のり類養殖（施設面積）								
	百万	十万	万	千	百	十	一		百万	十万	万	千	百	十	一
541							m	551							m

のり類養殖の施設面積は、何枚重ね張りしても1枚の網ひびの面積としてください。また、潮通しや船通しは含みません。

4 真珠養殖、真珠母貝養殖について、かご100吊りを1台に換算したいかだ台数を記入してください。

	百万	十万	万	千	百	十	一
真珠養殖	561						
真珠母貝養殖	562						

V 団体について

事業所の経営について**当てはまるものを一つ**選んでください。また、法人の場合は、

法人番号（13桁）を記入してください。

法人である	☒	→	法人番号	852														
法人でない	☒																	

ここからは、団体の種別によって記入ページが異なります。案内に沿ってお進みください。

共同経営	→	本ページ「VI 共同経営について」へお進みください
会社	→	12 ページ「VII 会社・事業所について」へお進みください
漁業協同組合	}	調査は以上で終わりです。 ご協力いただきありがとうございました。
漁業生産組合		
その他		

共同経営とは、個人法人を問わず、2経営体以上で、漁船や漁網等の主要漁業手段を共有し、漁業経営を共に行うことをいいます。

VI 共同経営について

共同経営における**出資金**について**当てはまるものを一つ**選んでください。

また、**出資者の人数**の合計を記入してください。

出資金なしまたは現物出資のみ	☒	出資者の人数	千	百	十	一	人
10 万円未満	☒						
10 万円～30 万円未満	☒	832					
30 万円～50 万円未満	☒						
50 万円～100 万円未満	☒						
100 万円～200 万円未満	☒	831					
200 万円～500 万円未満	☒						
500 万円～1,000 万円未満	☒						
1,000 万円～3,000 万円未満	☒						
3,000 万円以上	☒						

現物出資とは、漁船や漁網などの持ち寄りをいいます。
出資者の人数には、現物出資をした人も含めてください。

共同経営の方は、以上で調査は終わりです。ご協力いただきありがとうございました。

会社の方は、次のページからのご回答になります。

Ⅶ 会社・事業所について

0 2 1 2

1 11月1日現在の**事業所の従業者数**を記入してください。

なお、漁業を行っている、行っていないは問いません。

	千	百	十	一	
802					人

事業所の従業者には、他の企業から派遣されている者は含みません。
「本所・本社」の場合は、「支所・支社」の従業者は含めません。
また同様に「支所・支社」の場合は、「本所・本社」の従業者は含めません。

2 11月1日現在の事業所の**会社の種別**と**本所・支所の区分**について、**それぞれ当てはまるものを一つ**選んでください。

①会社の種別	801
株式会社・有限会社	☒
その他	☒

②本所・支所の区分	801
支所・支社	☒
本所・本社	☒
単独事業所	☒

「支所・支社」の方は、以上で調査は終わりです。
ご協力いただきありがとうございました。

Ⅷ 会社全体について

以降の設問は**本所・本社、単独事業所**に該当した方が記入します。

1 11月1日現在の**会社全体の従業者数**を記入してください。

	千	百	十	一	
①常時従業者	804				人
うち、雇用者	805				人
②その他の従業者	806				人
①と②の合計	803				人

会社全体の従業者には、「支所・支社」の従業者や他の企業から派遣されている者も含め、実務にたずさわらない事業主、他の会社等へ出向・派遣している人、研修生は含めません。
常時従業者とは、以下の人をいいます。
A 個人事業主又は無給の家族従事者
B 有給役員
C 雇用した人（無期雇用又は1か月以上の有期雇用）
D 出向・派遣により従事している人（1か月以上の有期出向・派遣）
うち、雇用者とは、常時従業者のうち「C雇用した人」をいいます。
その他の従業者とは、常時従業者以外の従業者をいいます。

2 11月1日現在の**資本金**について**当てはまるものを一つ**選んでください。

100万円未満	☒
100万円～200万円未満	☒
200万円～500万円未満	☒
500万円～1,000万円未満	☒
1,000万円～3,000万円未満	☒
3,000万円～5,000万円未満	☒
5,000万円～1億円未満	☒
1億円～10億円未満	☒
10億円以上	☒

3 漁業以外の事業

- (1) 過去1年間に会社全体で行った事業が**漁業のみの場合は「専業」、他の事業も行った場合は「兼業」**を選んでください。

専業	☒
808	
兼業	☒

次のページの「4」へ進んでください。

- (2) 過去1年間の会社全体の**総販売金額に占める漁業部門の割合**について、**当てはまるものを一つ**選んでください。

25%未満	☒
25%～50%未満	☒
50%～75%未満	☒
75%以上	☒

- (3) 過去1年間の**漁業以外の事業を行った事業所の数**をそれぞれ記入してください。
また、**販売金額が最も多かった事業を一つ**を選んでください。

		事業所の数	販売金額最多
製造業	水産加工業	811	☒
	その他の製造業	812	☒
卸売業・小売業・飲食業		813	☒
サービス業		814	☒
冷蔵倉庫業		815	☒
その他の事業		816	☒

製造業とは、製品を製造し、これを卸売りする事業をいいます。
水産加工業とは、主として水産物を原料として行う製造業をいいます。
その他の製造業とは、水産加工業以外の製造業をいいます。
卸売業・小売業・飲食業とは、商品を購入して販売する事業及び主として注文により直ちにその場所で料理を行った飲食料品、その他の食料品又は飲料を飲食させる事業をいいます。
サービス業とは、個人又は事業所に対してサービスを提供する事業をいいます。
冷蔵倉庫業とは、低温装置を施した倉庫に物品を保管する事業をいいます。
その他の事業とは、上記以外の事業をいいます。

- (4) 11月1日現在で**自社用の水産物を保存する冷凍・冷蔵工場数**を記入してください。

817	
-----	----------------------

取扱っている水産物の全部又は一部が寄託品（他（顧客）から委託を受けて水産物を保管している場合）である冷凍・冷蔵工場は含みません。

次ページへつづく

4 11月1日現在の**子会社数を事業内容別**に記入してください。

		子会社 の数
漁業		821
製造業	水産加工業	822
	その他の製造業	823
卸売業・小売業・飲食業		824
サービス業		825
冷蔵倉庫業		826
その他の事業		827

1つの子会社で複数の事業を行った場合は、販売金額が最も多い事業にのみ計上してください。

会社の方は、以上で調査は終わりです。ご協力いただきありがとうございました。

SAMPLE

2023年漁業センサス全国漁業種類

全国漁業種類名			全国漁業種類番号	内 容 説 明	
底 び き 網	遠 洋 底 び き 網		101	北緯10度20秒の線以北、次に掲げる線から成る線以西の太平洋の海域以外の海域において総トン数15トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業(大臣許可漁業) イ 北緯25度17秒以北の東経152度59分46秒の線 ロ 北緯25度17秒東経152度59分46秒の点から北緯25度15秒東経128度29分53秒の点に至る直線 ハ 北緯25度15秒東経128度29分53秒の点から北緯25度15秒東経120度59分55秒の点に至る直線 ニ 北緯25度15秒以南の東経120度59分55秒の線	
	以 西 底 び き 網		102	北緯10度20秒の線以北、次に掲げる線から成る線以西の太平洋の海域において総トン数15トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業(大臣許可漁業) イ 北緯33度9分27秒以北の東経127度59分52秒の線 ロ 北緯33度9分27秒東経127度59分52秒の点から北緯33度9分27秒東経128度29分52秒の点に至る直線 ハ 北緯33度9分27秒東経128度29分52秒の点から北緯25度15秒東経128度29分53秒の点に至る直線 ニ 遠洋底びき網のハ及びニの線	
	沖 合 い 底 び き 網	1 そ う び き	103	北緯25度15秒東経128度29分53秒の点から北緯25度17秒東経152度59分46秒の点に至る直線以北、以西底びき網のイ、ロ及びハから成る線以東、東経152度59分46秒の線以西の太平洋の海域において総トン数15トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業(大臣許可漁業)	1そうびきで行うもの
		2 そ う び き	104		2そうびきで行うもの
	小 型 底 び き 網		105	総トン数15トン未満の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業(知事許可漁業)	
船 び き 網			106	海底以外の中層若しくは表層をえい網する網具(ひき回し網)又は停止した船(いかりで固定するほか、潮帆又はエンジンを使用して対地速度をほぼゼロにしたものを含む。)にひき寄せる網具(ひき寄せ網)を使用して行う漁業(瀬戸内海において総トン数5トン以上の動力漁船を使用して行うものは、知事許可漁業)	
ま き 網	大 中 型 ま き 網	1 そ う ま き ・ 遠 洋 か つ お ・ ま ぐ ろ	107	総トン数40トン(北海道恵山岬灯台から青森県尻屋崎灯台に至る直線の中心点を通る正東の線以南、同中心点から尻屋崎灯台に至る直線のうち同中心点から同直線と青森県の最大高潮時海岸線との最初の交点までの部分、同交点から最大高潮時海岸線を千葉県野島崎灯台正南の線と同海岸線との交点に至る線及び同点正南の線から成る線以東の太平洋の海域にあっては、総トン数15トン以上の動力漁船によりまき網を使用して行う漁業(大臣許可漁業)	1そうまきでかつお・まぐろ類をとることを目的として、遠洋(太平洋中央海区(東経179度59分43秒以西の北緯20度21秒の線、北緯20度21秒以北、北緯40度16秒以南の東経179度59分43秒の線及び東経179度59分43秒以東の北緯40度16秒の線から成る線以南の太平洋の海域(南シナ海の海域を除く。))又はインド洋海区(南緯19度59分35秒以北(ただし、東経95度4秒から東経119度59分56秒の間の海域については、南緯9度59分36秒以北)のインド洋の海域)で操業するもの
		1 そ う ま き そ の 他	108		1そうまきで大中型遠洋かつお・まぐろまき網に係る海域以外で操業するもの
		2 そ う ま き	109		2そうまきで行うもの
	中 ・ 小 型 ま き 網		110	大臣許可漁業以外のまき網(総トン数5トン以上40トン未満の船舶により行う漁業は、知事許可漁業)	

全国漁業種類名		全国 漁業 種類 番号	内 容 説 明
刺 網	さけ・ます 流し網	111	流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業(総トン数30トン以上の動力漁船により行うものは大臣許可漁業、30トン未満の動力漁船により行うものは知事許可漁業)
	かじき等 流し網	112	総トン数10トン以上の動力漁船により流し網を使用してかじき、かつお、まぐろ又はさめをとることを目的とする漁業(大臣許可漁業)
	そ の 他 の 刺 網	113	流し網又は刺網を使用して行う漁業でさけ・ます流し網及びかじき等流し網以外のもの(太平洋の公海(我が国又は外国の排他的経済水域を除く。))において動力漁船により行うものは、大臣許可漁業)
さ ん ま 棒 受 網		114	棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業(北緯34度54分6秒の線以北、東経139度53分18秒の線以东の太平洋の海域(オホーツク海及び日本海の海域を除く。))において総トン数10トン以上の動力漁船により行うものは、大臣許可漁業)
大 型 定 置 網		115	漁具を定置して営む漁業であって、身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深 27メートル(沖縄県にあっては、15メートル)以上であるもの(瀬戸内海におけるます網漁業並びに陸奥湾(青森県焼山崎から同県明神崎灯台に至る直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。))における落とし網漁業及びます網漁業を除く。)
さ け 定 置 網		116	漁具を定置して営む漁業であって、北海道においてさけを主たる漁獲物とするもの
小 型 定 置 網		117	定置網であって大型定置網及びさけ定置網以外のもの
そ の 他 の 網 漁 業		118	網漁業であって底びき網、船びき網、まき網、刺網、敷網及び定置網以外のもの ○ 陸岸にひき寄せる網具を使用して行う漁業(例:地びき網) ○ 敷網を使用して行う漁業であってさんま棒受網以外のもの(例:張り網、四つ手網、棒受網(あじ、さば等)、込ませ網、あんこう網、(沖縄式)迫込み網) ○ その他(例:建干し網、建切り網、たもすくい(さば)、すくい網、投網)
は え 縄	遠洋まぐろはえ縄	119	総トン数120トン(昭和57年7月17日以前に建造され、又は建造に着手されたもの)にあっては、80トン。以下釣漁業の項において同じ。)以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用してまぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業(大臣許可漁業)
	近海まぐろはえ縄	120	総トン数10トン(我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに我が国の排他的経済水域によって囲まれた海域から成る海域(東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海を除く。))にあっては、総トン数20トン)以上120トン未満の動力漁船により、浮きはえ縄を使用してまぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業(大臣許可漁業)
	沿岸まぐろはえ縄	121	浮きはえ縄を使用してまぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業であって遠洋まぐろはえ縄及び近海まぐろはえ縄以外のもの(我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに我が国の排他的経済水域によって囲まれた海域から成る海域(東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海並びに北海道稚内市宗谷岬突端を通る経線以西、長崎県長崎市野母崎突端を通る緯線以北の日本海の海域を除く。))において総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船により行うものは、届出漁業)
	そ の 他 の は え 縄	122	はえ縄を使用して行うまぐろはえ縄以外の漁業(東シナ海の海域において総トン数10トン以上の動力漁船により行うもの、大西洋又はインド洋の海域において動力漁船により行うもの及び太平洋の公海(我が国又は外国の排他的経済水域を除く。))において動力漁船により行うものは、大臣許可漁業)

全国漁業種類名		全国 漁業 種類 番号	内 容 説 明
釣	遠 洋 か つ お 一 本 釣	123	総トン数120トン以上の動力漁船により、釣りによってかつお又はまぐろをとることを目的とする漁業(大臣許可漁業)
	近 海 か つ お 一 本 釣	124	総トン数10トン(我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに我が国の排他的経済水域によって囲まれた海域から成る海域(東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海を除く。))にあっては、総トン数20トン)以上120トン未満の動力漁船により、釣りによってかつお又はまぐろをとることを目的とする漁業(大臣許可漁業)
	沿 岸 か つ お 一 本 釣	125	釣りによってかつお又はまぐろをとることを目的とする漁業であって遠洋かつお一本釣及び近海かつお一本釣以外のもの
	遠 洋 ・ 近 海 い か 釣	126	総トン数30トン以上の動力漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業(大臣許可漁業)
	沿 岸 い か 釣	127	釣りによっていかをとることを目的とする漁業であって遠洋・近海いか釣以外のもの(総トン数5トン以上30トン未満の動力漁船により行うものは、届出漁業)
	ひ き 縄 釣	128	ひき縄を使用して行う漁業(かつお又はまぐろをとることを主たる目的とするものを含む。)
	そ の 他 の 釣	129	はえ縄以外の釣漁業であってかつお一本釣、いか釣及びひき縄釣以外のもの
小 型 捕 鯨		130	動力漁船によりもりづつを使用してみんくじら又は歯くじら(まっこうくじらを除く。)をとる漁業(大臣許可漁業)
潜 水 器 漁 業		131	潜水器を使用して行う漁業
採 貝 ・ 採 藻		132	採貝: 小型底びき網、潜水器漁業等以外の貝をとることを目的とする漁業 採藻: 潜水器漁業等以外の海藻をとることを目的とする漁業
そ の 他 の 漁 業		133	前記以外の全ての漁業 ○ 針に引っかけてとるもの(例: 文鎮こぎ、空釣縄、たこいさり) ○ 捕鯨以外のほこ、もり等で突き刺してとるもの(例: 突きん棒、貝を除く見突き) ○ かぎ、鎌等で引っかけてとるもの(例: たこかぎ、うなぎ鎌) ○ 採藻以外のはさむ、ねじる等の方法によりとるもの(例: うなぎはさみ) ○ えり漁業(例: すだて、羽瀬) ○ うけ、筒、箱又はかごを使用してとるもの(採貝を除く。次に掲げる海域以外の日本海の海域においてかごを使用してべにずわいがにをとることを目的とするものは大臣許可漁業、総トン数10トン以上の動力漁船によりかごを使用してずわいがにをとることを目的とするもの及び大西洋又はインド洋の海域において動力漁船によりかごを使用して行うものは大臣許可漁業) - イ 北緯41度20分9秒の線以北の我が国の排他的経済水域、領海及び内水 - ロ 北緯41度20分9秒の線以南、次に掲げる線から成る線以東の日本海の海域 (1) 北緯41度20分9秒東経137度59分48秒の点から北緯40度30分9秒東経137度59分48秒の点に至る直線 (2) 北緯40度30分9秒東経137度59分48秒の点から北緯37度30分10秒東経134度59分50秒の点に至る直線 (3) 北緯37度30分10秒東経134度59分50秒の点から北緯37度30分10秒東経133度59分50秒の点に至る直線 (4) 北緯37度30分10秒以南の東経133度59分50秒の線(例: たこつぼ、かにかご、あなご筒) ○ 木、竹、わら等を海中に敷設してとるもの(例: 柴浸け、いか巢びき、さんま手づかみ(釣具、ひき縄等を使用する場合は、該当する漁業種類に分類する。))

全国漁業種類名			全国 漁業 種類 番号	内 容 説 明
海面養殖（種苗養殖を含む）	魚類養殖	ぎ ん ざ け 養 殖	134	主としてぎんざけを養殖するもの
		に じ ま す 養 殖	135	主としてにじますを養殖するもの
		その他のさけ・ます養殖	136	主としてぎんざけ及びにじます以外のさけ・ますを養殖するもの
		ぶ り 類 養 殖	137	主としてぶり類を養殖するもの
		ま だ い 養 殖	138	主としてまだいを養殖するもの
		ひ ら め 養 殖	139	主としてひらめを養殖するもの
		と ら ふ ぐ 養 殖	140	主としてとらふぐを養殖するもの
		く ろ ま ぐ ろ 類 養 殖	141	主としてくろまぐろ類を養殖するもの
		そ の 他 魚 類 養 殖	142	主として上記以外の魚類を養殖するもの
	ほたてがい養殖	ほ た て が い 養 殖	143	主としてほたてがいを養殖するもの
		か き 類 養 殖	144	主としてかき類を養殖するもの
		そ の 他 の 貝 類 養 殖	145	主として上記以外の貝類を養殖するもの
		く る ま え び 養 殖	146	主としてくるまえびを養殖するもの
		ほ や 類 養 殖	147	主としてほや類を養殖するもの
		その他の水産動物類養殖	148	主として上記以外の水産動物類を養殖するもの
		こ ん ぶ 類 養 殖	149	主としてこんぶ類を養殖するもの
		わ か め 類 養 殖	150	主としてわかめ類を養殖するもの
		の り 類 養 殖	151	主としてのり類を養殖するもの
		そ の 他 の 海 藻 類 養 殖	152	主として上記以外の海藻類を養殖するもの
	真 珠 養 殖	真 珠 養 殖	153	海水産の真珠母貝により真珠を生産するもの
		真 珠 母 貝 養 殖	154	真珠養殖に使用する海水産真珠母貝を生産し販売するもの

佐賀県の地方選定漁業種類

全国漁業種類名		全国漁業 種類番号	地方選定漁業種類名	地 方 名 称
底 び き 網	小型底びき網	1 0 5	手 繰 第 2 種	えびこぎ網(第2種) 自家用えさびき網(第2種)
			貝桁網・なまこ桁網	貝桁網 なまこ桁網(動力)
			じ ょ れ ん	長柄じょれん じゃんじゃんまい 手繰第3種長柄じょれん
船 び き 網		1 0 6	1 そ う 吾 智 網	1そう吾智網
			2 そ う 吾 智 網	2そう吾智網
			い わ し 船 び き 網	いわし船びき網
刺 網	その他の刺網	1 1 3	え び 流 し 網	えび三重流し刺網
			固 定 式 刺 網	固定式刺網 ぐち固定式刺網 いかり止刺網 磯建網 かに刺網
			源 式 網	源式網
			す ず き 刺 網	すずき流し刺網
			雑 魚 一 重 流 網	雑魚流し網(一重)
そ の 他 の 網 漁 業		1 1 8	棒 受 網	いわし棒受網
			こ う も り 網	こうもり網
			あ ん こ う 網	あんこう網
は え 縄	その他のはえ縄	1 2 2	ふ ぐ は え 縄	ふぐはえ縄
			あ ま だ い は え 縄	あまだいはえ縄
釣	沿岸いか釣	1 2 7	す る め い か 釣	いか釣
			け ん さ き い か 釣	いか釣
潜 水 器 漁 業		1 3 1	潜 水 器	たいらぎ潜水器
			簡 易 潜 水 器	うみたけ簡易潜水器
そ の 他 の 漁 業		1 3 3	た こ つ ぼ	たこつぼ
			か ご 漁 業	かにかご ふぐかご ぼらかご いかかご あなごかご
			羽 瀬	竹羽瀬 釜羽瀬 袋羽瀬 潟羽瀬
そ の 他 の 貝 類 養 殖		1 4 5	あ わ び 養 殖	あわび養殖

注1：地方選定漁業種類とは、漁業種類を都道府県別に独自に細分化したものをいう。

注2：全国漁業種類については、2023年漁業センサス全国漁業種類を参照。